

陳情第168号	受理年月日	令和5年9月21日
付託委員会	保健福祉委員会	
件名	災害や転居により生活保護の一時扶助・自立更生費を利用する際等の「見積書2通提出」の見直し、改善を求める陳情について	
要旨	<p>生活保護を利用する方が、災害や転居のため、一時扶助を利用して家具・家電製品等を購入する場合、2社以上の見積書を提出して最も金額の安い業者を利用することを求められる。</p> <p>住居の修理が必要になった場合なども、同様の見積書を提出することが求められる。</p> <p>これは、行政機関が物品を購入する場合や、工事を発注する場合の取扱いに準じたものと説明されている。</p> <p>しかし、限られた金額の範囲内で、なるべく多くの必要な家具・家電製品等をそろえようとするときには、特別セールや中古品店等を利用することになるが、このような店舗では、目的の品物が売られている場合でも、現品のみであることがほとんどである。</p> <p>仮に、見積書を書いてもらえたとしても、その有効期間はほんの数日であり、複数の業者から同一品についての見積書を取って、市役所の許可を得るまでの間、売却せずに取り置いてもらうことは、ほぼ不可能である。</p> <p>また、生活保護を利用する方の住居で、トイレや流し台の排水管が詰まって、修理が必要になった場合も同様に、2社以上の見積書を提出することが求められる。</p> <p>しかし、このような修理に対応する業者は、現場確認と同時に修理を行い、即座に支払いを済ませることが基本であり、一旦現場を確認して見積書を提出し、修理工事の許可を得た後に、再度出張しての修理というような余計な手間を取らせることは困難である。</p> <p>ついては、転居や災害等の際、一時扶助や自立更生費により家具・家電製品等を購入する場合や、トイレや流し台等の排水管が詰まり修理を</p>	

行う場合などにおいて、2社以上の業者による見積書を提出する取扱いを見直し、改善していただきたい。